

資料 4-3

全国障害者スポーツ大会
競技規則・解説 改正概要

公益財団法人日本パラスポーツ協会

令和5年度 全国障害者スポーツ大会（特別大会※鹿児島）

競技規則・解説 改正概要

■陸上競技・水泳・フライングディスクにおける視覚と聴覚の重複障がい者の参加機会を確保するための配慮について

令和5年（2023年）の鹿児島大会より、視覚と聴覚の重複障がいのある選手への参加機会を確保するにあたり、陸上競技・水泳、フライングディスクにおいて、競技中の配慮（競技中の安全確保、介助者の他に通訳者の同伴、スタート合図行為等）を規則に明記する。

■ボッチャの競技形態の変更について（個人戦リレー方式からペア戦方式へ）

令和5年（2023年）の鹿児島大会より、ボッチャの競技形態をこれまでの個人戦（リレー方式）からペア戦方式へ変更する。その理由は、個人戦（リレー方式）での選手交代時に時間を要する等、競技をスムーズに進行するために変更となった。立位と座位の選手が1名ずつの計2名での参加はこれまでと同様であるが、試合開始と同時に各スローイングボックスに各2名ずつ、計4名が入ることとする。

■ボッチャにおける「競技アシスタント」、「ランプオペレーター」について

令和5年（2023年）の鹿児島大会より、選手と競技エリアに入る競技アシスタントについて、規則を整理する。ランプを使用する選手に対し、ランプを操作しサポートする者を「ランプオペレーター」、障がいの重い選手の移動支援や方向転換等のサポートを行う者を「競技アシスタント」と表記する。

■ボッチャにおける区分番号1に新たな障害区分の追加について

令和5年（2023年）の鹿児島大会より、ボッチャの区分番号1に「両上肢不完全および両下肢不完全」という新たな障害区分を追加する。これは三重大会（2021年中止）、栃木大会（2022年開催）の選手申込時に、該当する立位の選手がいなかったため座位と立位選手でのチーム編成ができないという声が多く寄せられていることを踏まえ、区分番号1に新たな障害区分の追加を決定した。なお、それに伴い機能障害の「不完全」の定義について明確に規則に示すこととした。

令和6年度以降の全国障害者スポーツ大会

競技規則・解説 改正に伴う検討事項

■ソフトボールにおける競技時間の変更について（令和6年度より）

令和6年（2024年）の佐賀大会より、これまで「試合開始後60分を経過した後は、新しいイニングに入らない」という規則を「試合開始後80分」に変更することとする。ただし、各都道府県・指定都市で開催されている予選会およびブロック大会（リハーサル大会）においては、開催状況により「試合開始後60分」に変更することができる。

■「グランドソフトボール」から「ブラインドベースボール」への競技名変更について（令和8年度より）

「全日本グランドソフトボール連盟」の名称変更に伴い、令和8年（2026年）の青森大会より、「グランドソフトボール」から「ブラインドベースボール」へ名称が変更となる予定。

■年齢区分の見直しおよび変更について

障がい別・競技別に個人競技の参加選手の年齢の検証を行い、以下の4点について検討を進めてきた。

- ①身体障害者、知的障害者の区分を統一する。
- ②年齢区分は4区分にする。
- ③参加状況に応じて、競技種目の「年齢共通」を設置することができる。（例：1部と2部が同区分で競技する等）
- ④年齢区分の対象競技は、陸上競技、水泳、卓球、フライングディスク、ボウリングとする。

【改正案】

- (1) 1部（19歳以下）
- (2) 2部（20～39歳）
- (3) 3部（40～59歳）
- (4) 4部（60歳以上）

なお、導入時期については、周知、研修等の準備期間を設けた上で、令和9年（2027年）の宮崎大会より導入する予定。

■障害区分の見直しおよび変更について

陸上競技、水泳の障害区分の検証を行い、新たな障害区分を検討中。なお、現行の障害区分（陸上競技計28区分、水泳競技計26区分）をそれぞれ見直し、区分統合を含め、それぞれの障害区分を5区分程度減らす方向で見直し案を作成中。また、知的障がいにおける障害区分の導入、低身長（小人症）の方の参加等、新たな障がい種別の参加を検討中。

なお、導入時期については、周知、研修等の準備期間を設けた上で、令和9年（2027年）の宮崎大会より導入する予定。

■水泳におけるリレーの実施方法の見直しについて

水泳におけるリレーでは、これまで知的障害者を対象として、4×50m フリーリレーと4×50m メドレーリレーの2種目が行われているが、現状では、参加チーム数が極端に少なく、エントリーできない選手団からは見直しを求める意見が出されている。現在、技術委員会では、現行と同じく男女混合であることの上、参加できる障害種別を拡大し、少しでも多くの選手団に参加の機会が提供できる見直しを検討している。

■個人競技・団体競技の役員数の見直しの検討

現行の個人競技の役員数については、「選手10名まで10名以内とし、選手10名を超える場合は超えた選手3名につき1名を増員できる」また、団体競技については、「グランドソフトボール競技においては7名以内、それ以外の競技（男女別）では3名以内の役員を加えることができる」としている。しかし現在、選手の障がいの程度や役員の役割の多様化により、役員を増員して派遣している選手団が大多数であるため、現状を分析し、役員数・役割の見直しを検討する。

■障害者手帳のカード化への対応

平成31年4月の法改正※より、自治体の判断でカード型の障害者手帳が3障害において交付できるようになった。交付を受ける者は手帳の新規、更新、再交付をそれぞれ申請する際にカード型か従来の紙型のいずれかを選択できるようになった。従来の紙型に比べ、カード型は記載できる情報量が少なくなるため、全国障害者スポーツ大会の予選会や本大会の参加申込みや障害区分判定を行う際に運営側が苦慮することが想定される。そのため、カード型の手帳を所持する選手の情報量を確保するためのシート（ひな型）を作成し、対応できる方策を検討する予定である。

※「身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成31年3月29日厚生労働省令第48号）

全国障害者スポーツ大会 大会開催基準要綱

令和5年度より改正

■全国障害者スポーツ大会の名称および略称等の表記について

以下の内容を「大会開催基準要綱 2. 目的」の次に「3. 名称」として表記する。

<表記例>

3. 名称

(1)大会の正式名称は、次のとおりとする。

全国障害者スポーツ大会

(2)「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

第〇〇回全国障害者スポーツ大会 〇〇競技

(3)大会の英語表記は、第23回大会以降、

「National Sports Festival for People with a Disability」とする。

(4)大会の略称は、第28回大会以降、「全スポ」とする。

(5)制作物への表記

大会に関する制作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

全国障害者スポーツ大会 大会開催基準要綱

令和6年度より改正

■競技支援者へのメダル授与について

以下のとおり、競技支援者(陸上競技の伴走者、ボッチャのランプオペレーター)へのメダル授与について、大会開催基準要綱「表彰」に表記する。

<表記例>

「大会開催基準要綱 14. 表彰」(上記、「3. 名称」が加わった際には「15.表彰」となる)

(1)個人競技については、各組単位で、原則として同一区分毎に1位から3位までの選手にメダルを授与する。

なお、第23回大会以降、陸上競技における視覚障害選手の伴走者およびボッチャにおけるランプオペレーターについても、選手と同様にメダルを授与する。

以上